公売公告　　第110号　　令和 ８年 10月 ２日

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

鹿屋市長　郷原　拓男

記

公売財産の種類		不動産
公売の方法		入札（期間入札）
公売の日時	入札の期間	令和９年１月25日（月）　から　１月26日（火）
	開札の日時	令和９年１月29日（金）　午前９時
公売の場所		鹿屋市役所　収納管理課
売却決定の日時		令和９年２月５日（金）　午前９時
売却決定の場所		鹿屋市役所　収納管理課
買受代金の納付期限		令和９年２月５日（金）　午後２時30分
買受人の資格 その他の要件		入札に参加する方は、農業委員会の発行する 買受適格証明書の提示及び提出が必要です。
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から、配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。
その他の事項		別紙「公売の注意書」を参照のこと。 公売物件は現状渡しとし、地積は公募上のものとする。

公売財産	売却区分番号	公売財産の名称、性質及び所在	数量	見積価額	公売保証金
	1	鹿屋市串良町有里7318番10 畑　2070㎡	1	240,000	30,000

記

1. 公売保証金、買受代金については現金で納付してください。
2. 市税滞納者、国税徴収法第92条、第99条の２及び第108条に規定する者は買受人となることができません。
3. 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、最高価である者に対して行います。
4. 公売財産の所有権移転及び危険負担移転の時期は、買受人が買受代金を納付したときです。
5. 場合により公売中止となる可能性もありますので、入札参加前に鹿屋市収納管理課へご確認ください。